# 鶴ヶ島市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、工事監査を 実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準(令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号)に準拠して 監査を行った。

## 2 監査の種類

工事監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

## 3 監査の対象

太田ヶ谷緑地施設整備工事

#### 4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

## 5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

#### 6 監査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 庁議室

日 程 令和4年1月25日

# 7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1)計画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契約 適正に行われていると認められた。
- (5)施工 適正に行われていると認められた。
- (6)検査 適正に行われていると認められた。

今後も適正な工事の執行に努められたい。

## 8 工事概要等

別紙のとおり

# 工事概要等

工事	名	太田ヶ谷緑地施設整備工事
工事場	所	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内
監査対象	課	都市計画課
契約工	類	46,025,100円 令和2年11月26日 から 令和3年3月29日 まで
<u></u>	<del></del> 法	- 一般競争入札
		- 一版 親
請負業者	名	你只去让 二干